

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**町県民税の納税通知書を送付します**

平成24年度の町県民税納税通知書を6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成23年1月1日から12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額

の決定通知書を勤務先で受け取ってください。

★町県民税に関して、よくある質問を紹介します。

**Q. 町県民税はどのような方法で納めるのでしょうか。**

**A. ○普通徴収**

町から送付する納付書で直接納める方法

○公的年金からの特別徴収

公的年金を受給しており、引き落としをする年の4月1日現在65歳以上で、介護保険料を年金から引き落としされている人について、年金保険者が年金の支給ごとに引き落としして納める方法

○給与からの特別徴収

事業者が毎月の給与から引き落としして納める方法  
※収入の内容によっては、複数の納税方法で納める場合もあります。

**Q. 平成23年中に仕事を辞め現在仕事をしていませんが、町県民税が課税されるのはなぜですか。**

**A. 町県民税は前年中(平成23年1月1日～12月31日)の収入額を基に課税しています。したがって、現在仕事をしていなくても前年中に一定の収入があれば町県民税がかかります。**

**Q. 減免について知りたいです。**

**A. 下表に該当する方は減免の適用を受けられます。ただし、納期限の1週間前までに申請が必要です。詳細についてはお問合せください。**

**Q. アルバイトで年収が102万円です。103万円までは税金はかからないと聞いていましたが、なぜ納税通知書が送られてきたのでしょうか。**

**A. アルバイト収入は給与所得になります。所得税(国に納める税金)は、収入103万円の場合、給与所得控除65万円を引くと38万円となります。所得税の基礎控除が38万円ですので課税所得は0円となり、所得税は課税されません。**

しかし、町県民税の場合は、基礎控除が33万円であるため、他に

対象	条件	減免の対象となる町県民税額	申請に必要な書類
学生および生徒 (平成24年1月1日現在)	均等割額のみの方	税額の全部	学生証等
雇用保険法の規定によって雇用保険金の受給資格を有する方	前年中における総所得金額が120万円以下の方	当該保険金の支給を受ける資格を有することとなった日から当該保険金を支給されないこととなった日までの間に到来する納付期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	雇用保険受給資格者証
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	—	被害の状況に応じて判断されます。	り災証明書

所得控除がなければ課税所得が5万円となり、町県民税が課税されます。また、基礎控除を差し引く前の所得が28万円(市町村で異なる)を超えると、町県民税の均等割(町民税3000円と県民税1500円)がかかります。

## 問合せ先 役場 税務課

内線175・176

## 税理士による

### 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 6月12日(火)午後2時～4時(一人30分以内)

**ところ** 役場 2階 第2会議室

**注意** 事前の予約制で行っていただきますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

## 問合せ先 役場 税務課

内線175・176



順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科教授 内藤 久士

研究科教授 内藤 久士

## ①子どもの体力低下の現状とその原因

心も体も健康で、友達とも仲良くでき、いろいろなことにチャレンジするという大人の願いは今も昔も変わりません。しかし、今の子どもたちを取り巻く環境は一昔前に比べて劇的に変化しています。子どもたちは塾や習いごと通いに忙しく、自由に外で遊ぶ時間と仲間が減っています。また、安全で自由な遊び場を確保するのも容易ではありません。さらに、娯楽性の高い室内ゲームなどの出現が少なからず子どもたちを外で元気に遊ぶことから遠ざけています。日常生活においても、安全や時間を重視した自動車による送迎やエレベーターや便利な家電製品の発達などによって、体を動かすこと(身体活動)が必要のない環境がもはや当然のようになっていきます。このようなことによって引き起こされる身体活動量の減少は、子どもた

ちの体と心に大きな影響を与えますが、まずは体力の低下となって現れてきます。

文部科学省の調査によれば、体を動かす時間が「1日に」60分未満の小学生はもはや普通存在になりつつあり、中学生女子では「1週間に」60分未満の子どもたちが全体の3割にも達しています。また、子どもたちの体力は、ここ数年間は一部向上の兆しが認められるようになりましたが、依然として多くのテスト項目では親たちの子どもの時代、すなわち昭和の時代と比べて極めて低いレベルのまま低迷しています。特に、小学生の年代では「跳び」投げる」などの全身を全力でタイミング良く操作する能力、そして中学生以上では粘り強く全身の運動を持続する能力においてその低下が目立っています。この傾向は全国的なものであり、自然に比較的恵まれた地方においても同様、あるいはむしろ顕著になりつつあります。

このような背景には、既に述べたように、全身を動かして遊ぶこと、スポーツにかかわる時間、空間、仲間、いわゆる3間(サンマ)を確保することが難しくなっていること、そして座学での勉強ばかりを重視して運動を軽視する風潮など、子どもたちを取り巻くあらゆる意味での環境変化がその要因として上げられますが、すべての

子どもたちが一律に運動やスポーツから遠ざかっているわけではありません。一部の子どもたちは小さなころからサッカーや野球などのスポーツに熱中していますし、子どもにスポーツをさせたい親によってクラブや教室で小さなころからよく体を動かしている子どもたちもたくさんいます。そのため、運動をよくしている子どもとそうではない子どもとの身体活動量や体力の差がますます大きく開いてしまふ、いわゆる体力の二極化が進んでいます。しかし、よく運動をしている子どもたちの中には、ある特定のスポーツしかできないという問題ややり過ぎによる弊害が問題になっていることも事実です。

このような今の子どもたちに見られる身体活動量の低下は、体力低下だけでなくとどまらないで肥満、アレルギー、不定愁訴(ふじょうしゆ)、心理的なストレス状態など体と心の双方の健康にも大きな影響を与えていると考えられています。そのためには、今だからこそ「体を動かすことをいとわない子どもたち」を育むために、親だけではなくすべての大人たちが子どもたちの運動や体力にもっと関心を向ける必要があるのではないのでしょうか。次回は、発育発達期にある子どもたちの身体活動の重要性についてもう少し詳しくお伝えする予定です。